

選挙管理委員会次第

期日 令和8（2026）年6月1日（月）
午後4時から
場所 みよし市役所 特別会議室

1 挨拶

2 議題

- (1) 専決処分について（委員長報告）…………… P 1～2
- (2) 選挙人名簿定時登録（令和8（2026）年6月）について
 - ア 選挙時登録資格要件…………… P 3
 - イ 選挙人名簿登録数（6月定時登録）…………… P 4～7
 - ウ 在外選挙人名簿登録者数…………… P 8～9
 - エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示…………… P 10
 - オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示…………… P 11
- (3) みよし市の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて
行う投票に関する条例について…………… P 12～15

3 その他

次回開催日（予定） 令和8（2026）年 9月1日（火曜日）午後4時から
--

在外選挙人名簿の被登録資格の確認

氏名 確認事項 (確認書類)	①在外選挙人名簿に既に登録されている者でないこと (本籍地の市区町村長からの回答文書)	②申請時に年齢満18年以上であること (登録申請書、本籍地の市区町村長からの回答文書)	③日本国民であること (登録申請書、本籍地の市区町村長からの回答文書)	④公職選挙法第11条第1項の該当がないこと (本籍地の市区町村長からの回答文書)	⑤公職選挙法第252条の該当がないこと (本籍地の市区町村長からの回答文書)	⑥政治資金規正法第28条の該当がないこと (本籍地の市区町村長からの回答文書)	⑦領事館の管轄区域内に引き続き3か月以上当該申請者が住所を有していること (日本国総領事又は日本国大使からの意見書又は「在外選挙住所意見照会システム」による確認)	
██████████	██████████	██████████ ██████████	██████████	██████████	██████████	██████████	██████████ ██████████ ██████████	██████████ ██████████ ██████████
██████████	██████████	██████████ ██████████	██████████	██████████	██████████	██████████	██████████ ██████████ ██████████	██████████ ██████████ ██████████
██████████	██████████	██████████ ██████████	██████████	██████████	██████████	██████████	██████████ ██████████ ██████████	██████████ ██████████ ██████████

選挙人名簿定時登録（令和8（2026）年6月）について

定時登録資格要件

- 1 基準日及び登録日（第22条）
令和8（2026）年6月1日（月）
- 2 登録要件（第9条）
 - (1) 国政選挙の選挙権のある者
 - ア 日本国民であること
 - イ 年齢満18年以上である者（平成20（2008）年6月2日以前の出生者）
 - (2) 住所要件（第21条及び第28条）
 - ア 令和8（2026）年3月1日（当該届出をした日）以前の転入者で、引き続き本市の住民であること。（3か月要件）
 - イ 令和8（2026）年2月1日から令和8（2026）年5月31日までの間の転出者で3か月以上住民基本台帳に記録されていた者
 - ウ 帰化した者は、帰化の届出をした日以後、引き続き本市の住民であること。
- 3 抹消者（第11条及び第28条）
 - (1) 令和8（2026）年1月31日以前に転出した者（4か月要件）
 - (2) 前回の登録時（令和8（2026）年3月1日）において登録のあった者で、令和8（2026）年6月1日までに死亡した者
 - (3) 欠格事項に該当した者
- 4 その他（「転出者」で表示される者（第27条））
令和8（2026）年2月1日以降の転出者

選挙人名簿登録者数（6月定時登録）

令和8（2026）年6月1日現在の選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	24,763 人	23,752 人	48,515 人	

（参考）定時登録（3月）からの増減

区分	男	女	計	備考
3月定時登録者数	24,738 人	23,739 人	48,477 人	
登録者数	360 人	241 人	601 人	
抹消者数	335 人	228 人	563 人	
転出者	281 人	183 人	464 人	
死亡者	54 人	45 人	99 人	
欠格者	0 人	0 人	0 人	
その他	0 人	0 人	0 人	
6月定時登録者数	24,763 人	23,752 人	48,515 人	
増減者数	+25 人	+13 人	+38 人	

付 表

開票区名	投票区名	内 訳		
		男	女	計
みよし市	三好	3,220	3,112	6,332
	北部	3,358	3,234	6,592
	南部	2,499	2,415	4,914
	西部	2,968	2,740	5,708
	天王	3,460	3,230	6,690
	三好丘	3,238	3,157	6,395
	緑丘	2,929	2,942	5,871
	黒笹	3,091	2,922	6,013
合 計		24,763	23,752	48,515
開票区数	1	投 票 区 数	8	

前回定時登録(令和8(2026)年3月1日)と

今回定時登録(令和8(2026)年6月1日現在)における選挙人名簿登録者数及び増減表

投票区	男			女			計		
	前回登録	増 減	今回登録	前回登録	増 減	今回登録	前回登録	増 減	今回登録
三好	3,224	-4	3,220	3,120	-8	3,112	6,344	-12	6,332
北部	3,350	+8	3,358	3,225	+9	3,234	6,575	+17	6,592
南部	2,503	-4	2,499	2,410	+5	2,415	4,913	+1	4,914
西部	2,964	+4	2,968	2,734	+6	2,740	5,698	+10	5,708
天王	3,458	+2	3,460	3,234	-4	3,230	6,692	-2	6,690
三好丘	3,237	+1	3,238	3,154	+3	3,157	6,391	+4	6,395
緑丘	2,929	0	2,929	2,949	-7	2,942	5,878	-7	5,871
黒笹	3,073	+18	3,091	2,913	+9	2,922	5,986	+27	6,013
合 計	24,738	+25	24,763	23,739	+13	23,752	48,477	+38	48,515

世 代 別

前回定時登録（令和8（2026）年3月1日現在）からの増減表

	世代	内 訳			男			女			計		
		男	女	計	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録
みよし市	18歳	346	324	670	350	-4	346	321	3	324	671	-1	670
	19歳	331	294	625	319	12	331	286	8	294	605	20	625
	20歳	332	260	592	334	-2	332	289	-29	260	623	-31	592
	21歳から25歳まで	1,806	1,680	3,486	1,811	-5	1,806	1,678	2	1,680	3,489	-3	3,486
	26歳から30歳まで	1,804	1,526	3,330	1,800	4	1,804	1,517	9	1,526	3,317	13	3,330
	31歳から35歳まで	1,721	1,583	3,304	1,733	-12	1,721	1,603	-20	1,583	3,336	-32	3,304
	36歳から40歳まで	1,864	1,652	3,516	1,887	-23	1,864	1,631	21	1,652	3,518	-2	3,516
	41歳から45歳まで	1,995	1,695	3,690	2,005	-10	1,995	1,725	-30	1,695	3,730	-40	3,690
	46歳から50歳まで	2,117	1,937	4,054	2,124	-7	2,117	1,963	-26	1,937	4,087	-33	4,054
	51歳から55歳まで	2,750	2,706	5,456	2,764	-14	2,750	2,733	-27	2,706	5,497	-41	5,456
	56歳から60歳まで	2,489	2,252	4,741	2,488	1	2,489	2,214	38	2,252	4,702	39	4,741
	61歳から65歳まで	1,935	1,672	3,607	1,895	40	1,935	1,649	23	1,672	3,544	63	3,607
	66歳から70歳まで	1,347	1,236	2,583	1,321	26	1,347	1,223	13	1,236	2,544	39	2,583
	71歳から75歳まで	1,178	1,248	2,426	1,183	-5	1,178	1,255	-7	1,248	2,438	-12	2,426
	76歳から80歳まで	1,230	1,530	2,760	1,229	1	1,230	1,538	-8	1,530	2,767	-7	2,760
81歳以上	1,518	2,157	3,675	1,495	23	1,518	2,114	43	2,157	3,609	66	3,675	
合 計	24,763	23,752	48,515	24,738	25	24,763	23,739	13	23,752	48,477	38	48,515	

在外選挙人名簿登録者数

令和8（2026）年6月1日現在の在外選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	19 人	15 人	34 人	

(参考)

区分	男	女	計	備考
3月定時登録者数	19 人	15 人	34 人	
登録者数	1 人	2 人	3 人	
抹消者数	1 人	2 人	3 人	
6月定時登録者数	19 人	15 人	34 人	
増減者数	0 人	0 人	0 人	

付表

(単位：人)

経由領事館の名称			内訳		
地域	経由領事館の名称	国名等	男	女	計
アジア	在インドネシア日本国大使	インドネシア共和国	1人	0人	1人
	在タイ日本国大使	タイ王国、台湾	2人	2人	4人
	在釜山日本国総領事	大韓民国	0人	1人	1人
	在中華人民共和国日本国大使	中華人民共和国	1人	0人	1人
	在広州日本国総領事	中華人民共和国	1人	0人	1人
	公益財団法人日本台湾交流協会 台北事務所長	台湾	1人	0人	1人
	在フィリピン日本国大使	フィリピン共和国	1人	0人	1人
	在マレーシア日本国大使	マレーシア	0人	1人	1人
	在ベナン日本国総領事	マレーシア	0人	1人	1人
	小計		7人	5人	12人
北米	在アトランタ日本国総領事	アメリカ合衆国	1人	1人	2人
	在サンフランシスコ日本国総領事	アメリカ合衆国	2人	1人	3人
	在デトロイト日本国総領事	アメリカ合衆国	1人	1人	2人
	在デンバー日本国総領事	アメリカ合衆国	0人	1人	1人
	在ニューヨーク日本国総領事	アメリカ合衆国	0人	1人	1人
	在ロサンゼルス日本国総領事	アメリカ合衆国	0人	1人	1人
	在トロント日本国総領事	カナダ	2人	0人	2人
	小計		6人	6人	12人
中南米	在コロンビア日本人使	コロンビア共和国	0人	1人	1人
	在クリチバ日本国総領事	ブラジル連邦共和国	0人	1人	1人
	在サンパウロ日本国総領事	ブラジル連邦共和国	6人	1人	7人
	小計		6人	3人	9人
アフリカ	在ギニア日本国大使	ギニア共和国	0人	1人	1人
	小計		0人	1人	1人
合計			19人	15人	34人

選挙権を有する者の50分の1の数の告示

みよし市選挙管理委員会告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、971である。

令和8年6月1日

みよし市選挙管理委員会
委員長 石原正裕

(参考)

※ 登録者数

$$48,515人 \div 50 = 970.3 \\ \doteq 971 \text{ (小数点切り上げ)}$$

- ・ 地方自治法第74条第1項 条例の制定又は改廃の請求
- ・ 同 第75条第1項 監査の請求

前回定時登録(令和8年3月1日)

※ 登録者数

$$48,477人 \div 50 = 969.54 \\ \doteq 970 \text{ (小数点切り上げ)}$$

選挙権を有する者の3分の1の数の告示

みよし市選挙管理委員会告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、16,172である。

令和8年6月1日

みよし市選挙管理委員会
委員長 石原正裕

（参考）

※ 登録者数

$$48,515人 \div 3 = 16,171.66\dots$$
$$\approx 16,172 \text{ (小数点切り上げ)}$$

- ・ 地方自治法第76条第1項 議会の解散請求
- ・ 同 第80条第1項 議員の解職請求
- ・ 同 第81条第1項 長の解職請求
- ・ 同 第86条第1項 主要公務員（副市長、選挙管理委員、監査委員等）の解職請求
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項 教育委員会の教育長又は委員の解職請求

前回定時登録（令和8年3月1日）

※ 登録者数

$$48,477人 \div 3 = 16,159$$

みよし市の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例（案）

【趣 旨】 「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」第3条の規定に基づき、みよし市議会議員及びみよし市長の選挙において、電子投票を実施するために必要な事項を定める。

【内 容】 電磁的記録式投票機を用いて投票を実施すること及び電磁的記録式投票機における候補者の氏名等の表示方法を定める。

- 1 電磁的記録式投票機による投票
みよし市の議会の議員及び長の選挙について、電磁的記録式投票機を用いて行うものとする。
- 2 電磁的記録式投票機における候補者の氏名及び党派別の表示方法
公職の候補者の氏名及び党派別（以下「候補者の指名等」という。）の表示方法は、次の掲げる方法のうち選挙管理委員会が指定するいずれかの方法とする。
 - ① 電磁的記録式投票機の画面等に全ての候補者の氏名等を同時に表示
 - ② 五十音の中から選択した音で始まる候補者の氏名等を画面等に同時に表示
 - ③ 選挙人が画面等に入力した内容に近似する氏名の候補者の氏名等を画面等に同時に表示
 - ④ 電磁的記録式投票機を操作することにより候補者の氏名等を連続的に画面等に順次表示
 - ⑤ 数名ごとに分割した候補者の氏名等を電磁的記録式投票機を操作することにより表示を切り替えて画面等に順次表示

【施行期日】 令和9年4月1日

【参 考】 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（抜粋）

（電磁的記録式投票機による投票）

第3条 市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。以下この項において同じ。）の議会の議員又は長の選挙の投票（公職選挙法第47条、第49条並びに第50条第3項及び第5項の規定による投票を除く。）については、市町村は、同法第45条、第46条第1項及び第48条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所（共通投票所及び期日前投票所を含む。以下同じ。）において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録する方法によることができる。

2及び3 略

（電磁的記録式投票機において表示すべき事項等）

第5条 公職の候補者に関し電磁的記録式投票機において表示すべき事項は、公職の候補者の氏名及び党派別とする。この場合において、その表示の方法について必要な事項は、都道府県の議会の議員又は長の選挙については都道府県が、市町村の議会の議員又は長の選挙については市町村が、それぞれ、条例で定める。

今後のスケジュール

令和8年度											令和9年度	
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
◎議会報告	◎記者会見				◎補正予算 ◎条例案提出			◎電子投票契約等準備	◎電子投票啓発開始	◎県知事選		◎県議選 ◎市議選

(案)

みよし市の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号。以下「法」という。）第3条第1項及び第5条の規定に基づき、みよし市の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関し必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録式投票機による投票)

第2条 みよし市の議会の議員及び長の選挙における投票（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第47条、第49条並びに第50条第3項及び第5項の規定による投票を除く。）は、法第3条第1項の規定により電磁的記録式投票機を用いて行うものとする。

(電磁的記録式投票機における候補者の氏名及び党派別の表示方法)

第3条 電磁的記録式投票機における公職の候補者の氏名及び党派別（以下「候補者の氏名等」という。）の表示は、次に掲げる方法のうちみよし市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が指定するいずれかの方法によるものとする。

- (1) 電磁的記録式投票機の画面その他の候補者の氏名等を表示する部分（以下「画面等」という。）に全ての候補者の氏名等を同時に表示させる方法
- (2) 画面等に表示された五十音の中から、電磁的記録式投票機を操作して選択した音で始まる氏名の候補者の氏名等を画面等に同時に表示させる方法
- (3) 選挙人が画面等に入力した内容を電磁的記録式投票機に認識させ、認識された内容に近似する文字列に近似する氏名の候補者の氏名等を画面等に同時に表示させる方法
- (4) 候補者の氏名等を、電磁的記録式投票機を操作することにより連続的に画面等に順次表示させる方法
- (5) 数名ごとに分割した候補者の氏名等を、電磁的記録式投票機を操作することにより表示を切り替えて画面等に順次表示させる方法

2 候補者等の氏名等を画面等に表示する順序は、公職選挙法第175条第3項の規定によるくじで定める順序によるものとする。ただし、前項第2号又は第3号に規定する方法で2以上の候補者の氏名等を同時に表示させる場合の当該表示の順序は、当該2以上の候補者の氏名等のうち、この項本文のくじで定める順序が早いものから順に表示する順序によるものとする。

3 音声による候補者の氏名等の表示は、選挙人の申出により視覚障害その他投票管理者が必要と認める場合に行うことができるものとし、表示する場合は、選挙人が正確に聴き取ることができるものでなければならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

令和9年 みよし市議会議員一般選挙から 電子投票を導入します



MIYOSHI CITY
みよし市



愛知県内初

(案)

～タッチで選択 次世代の選挙へ～

電子投票を導入決定！

令和9年4月執行予定の「みよし市議会議員一般選挙」において、
愛知県内で初めて「電子投票」を導入することを決定しました



概要

- <対象選挙> 令和9年4月執行予定 みよし市議会議員一般選挙
- <投票方法> 投票所に設置したタブレット端末によるタッチパネル方式
- <設置場所> 当日投票所、期日前投票所

導入のメリット ～3つの効果～

効果① もっと便利に

- タブレットで自書が
困難な人も簡単に投票

効果② 正確に民意を反映

- 書き間違いなし
- 判別不能の疑問票なし

効果③ さらに早く

- 職員の負担軽減
- 自動集計で素早く結了

